NEWS LETTER
リーブラ
LIBRA No.70 2020.10
公益財団法人 東海ジェンダー研究所
TFGS THE TOKAI FOUNDATION FOR GENDER STUDIES

女子差別撤廃条約 選択議定書の批准について

三重大学名誉教授 佐伯 富樹

私たちは、一人の個人としての意識を常にもっているとは限らない。女子差別撤廃条約（条約）の選択議定書（議定書）は、その国の管轄下の「個人」が中心である。条約に加盟しさらに議定書に批准し加盟すると、加盟国の管轄下にある個人等が、条約に定められた権利を侵害された、と主張し、その内容を条約が設ける女子差別撤廃委員会（委員会）に通報することができる。委員会は、通報された案件を検討した後に、見解または勧告を当該個人と個人が属する当事国に通知し、それに関してこの当事国は回答を委員会に行う。

この議定書を批准しない日本政府の主たる理由は、条約実施の効果的な担保を図るとの趣旨からは、注目すべき制度であるが、議定書に批准し加盟した場合、わが国の司法制度や立法政策との関連で問題が生じ、また議定書の実施体制等を検討すべきである、と述べるにとどまっている。

議定書を批准した場合のメリットは、男女の平等を国際基準で判断することが可能であり、裁判所が条約の適用に積極的になり、条約を国内裁判において直接適用する可能性が大になること。また国会において、性による差別を撤廃する法制度が整備され、さらに国あるいは地方公共団体が個人を救済する制度などを充実する、ことなどが主張される。

このように個人が、国を相手に国際機関に侵害を訴える個人通報制度を加盟国が受諾する宣言を設けている人権条約には、欧州人権条約、米州人権条約のような地域的人権条約があり、その条約本体の規定のなかで、当事国がその受諾を宣言する人種差別撤廃条約、拷問等禁止条約など、また議定書の形態では、女子差別撤廃条約、国際人権規約の自由権規約がある。日本は、これらの人権条約に加盟しているが、この個人通報制度の受諾はすべて宣言していない。

個人が、国を相手に自らの人権条約上の権利侵害を訴える経験は、この状況から理解されるように、日本ではいまだない。他方、地域的人権条約、また個別的人権条約の個人通報制度の受諾を宣言している国々は、個人を含め国家も制度的に豊富な経験が蓄積されており、この条約の議定書の批准に大きな抵抗はなかったと思われる。

他方、国内に目を向けると、住民が、地方公共団体に対して、男女共同参画推進条例等の規定に関する施策や侵害等に関して苦情を申し立てる制度を、大阪府、埼玉県などが設けている。しかし、実績面では、年間、各々数件程度のように思われる。さらに、私たち国民レベルで、議定書はもちろん条約自体が、十分認識されているであろうか。大阪府の府民意識調査（2019年：複数回答）では、この条約を、「聞いたことがなく、内容も知らない」という府民が、女性で約47％、男性で44％を占める。さらに、内閣府の世論調査（2019年：複数回答）では、男女共同参画に関する用語の認識度では、「配偶者などからの暴力（ＤＶ）」が81.5％、「男女雇用機会均等法」などの順で、「女子差別撤廃条約」は７番目の34.7％である。

2015年に制定された「女性活躍推進法」により、政府は従来よりも、労働の分野を含めさまざまな分野において、女性の活躍を一層重視し促進している。さらに近年は、セクシュアルマイノリティを含め「性の多様性」が、SNSなどのメディアを通じて提唱され、地方公共団体の取り組みを始め、あらゆるレベルで国民の注目を浴びてきている。このような状況のもとで、議定書の認識度を高めることを含めて、条約そのものが国民に定着する方策をあらためて検討し実施する努力が必要と思われる。（条約名称の「女子」は公定訳）

ジカ熱があぶりだした ブラジルの不平等

奥田 若菜（神田外語大学 イベロアメリカ言語学科 准教授）

2019年の終わりにその存在が明らかになって以降、またたくまに世界に広がった新型コロナウイルス感染症（Covid-19）は、ブラジルでも猛威を振るっている。ブラジルは2016年にも、世界保健機構による「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」宣言下に置かれた。蚊が媒介するジカウイルス感染症（通称ジカ熱）が流行したためだ。二つの感染症は、ブラジル社会の成員に「平等に」被害を及ぼしたわけではなかった。ウイルスは人を選ばないように思える。しかし居住地域や社会階層ごとに人びとの生活環境は異なる。ウイルスは蔓延しやすい環境を選んでいく。どちらの感染症も、生活インフラが整っていなかったり、医療サービスへのアクセスが難しい地域の人びと、つまり、社会的に弱い立場の人びとに深刻な被害を及ぼしていった。

ジカウイルスは2014年に開催された国際的スポーツ大会を契機に、ブラジルに入り込んだと考えられている。1940年代にウガンダで発見されたジカウイルスは、仏領ポリネシアを経て南米へと到着した。神経システムに影響を及ぼすこのウイルスがギラン・バレー症候群を引き起こしうることは、ブラジルで流行する前から知られていた。北東部を中心に流行し始めたとき、ブラジル国内ですでに知られていて症状も似ているデング熱やチクングニア熱と混同された。診察に当たっていた臨床医たちによって新規の疾病ジカ熱と特定されたものの、感染しても症状は重くなかったため、ブラジル社会への脅威とまではいえなかった。しかしその後、北東部で小頭症の新生児が多数報告されるようになり、調査研究によってジカウイルスが母子感染することが分かった。小頭症児の報告数は2015年下半期から2016年上半期が最も多く、2020年5月までに3500例以上が報告されている。ジカ熱は出産年齢の女性たちにとって深刻な脅威となり、彼女たちを不安に陥れた。

緊急事態宣言は2017年に解除されたものの、ジカウイルスはいまもブラジルに留まり続けており、小頭症の報告も続いている。ジカ熱の流行によって露呈したのは、ブラジル社会のさまざまな側面における不平等であった。まず、感染の不平等である。感染の中心地は国内で最も貧しい地域である北東部であった。喜ばしいはずの妊娠で子どもに先天的な障害があると宣告された女性たちの多くは、貧しく、低学歴で、経済的なゆとりのない女性たちであった。小頭症児のじつに70％以上が北東部に集中しており、経済的に豊かな南部ではわずか1％である。ジカ熱の症状が深刻化する要因に、環境や生活習慣も挙げられる。上下水道の未整備などのインフラに問題があるほか、摂取する栄養が不十分なため免疫能力が低いからだ。医療アクセスの不平等も深刻である。北東部の農村部では医療機関が身近にないだけでなく、公共交通手段も限られている。このために、小頭症児のための早期療育プログラムが行政によって提供されても、そこに通所すること自体が難しいこともある。いまはCovid-19の流行により、早期療育に通うこともままならない状況に置かれている。そもそも、生活を維持するためには遠方の療育に通うよりも仕事を優先せざるを得ない人もいる。

ブラジルが抱えるもう一つの不平等は、男女の不平等である。都市部の中上流層では男女が同じように社会で活躍しており、仕事におけるガラスの天井は感じにくい。南米初の女性大統領が誕生したのもブラジルであった。しかし、都市部貧困層や農村部では、男性優位の風潮がある。ある人類学者は、「ありとあらゆる点で男性が女性の人生を所有している」と表現した。子どもの世話は母親や祖母や叔母など、女性が担っている。また、シングルマザーの割合も高い。ジカ熱感染と子どもの障害により、女性の負担はさらに重くなっている。

ブラジルで猛威を振るうCovid-19は海外と行き来する富裕層によって国内に持ち込まれたが、その後は在宅ワークができず外出せざるを得ない貧困層のあいだで蔓延した。ジカ熱も同様に貧困地域を直撃した。感染症はあらゆる地域、年代、性別の人に平等に降りかからずに、貧困地域の、特に女性に深刻な影響を及ぼす。中間層や富裕層がジカ熱の脅威を感じなくなった今もなお、貧困地域の女性たちは脆弱な環境に取り残されている。

個人助成受託者報告会

7月25日（土）、2019年度個人助成受託者の報告会が、東海ジェンダー研究所セミナー室で開かれました。新型コロナ感染症が危惧される中、どのような開催が可能かを事務局と常任理事との間で協議を重ね、報告者、参加者を含めてオンラインと会場の両方で開催することになりました。報告者と司会者、オンライン参加者等で2度のリハーサルの機会をもちました。しかし感染拡大の中、オンライン会議に予定していた最新の電子機器は払底し、入手できぬまま当日を迎えることになり報告会の進行は予期せぬ困難に見舞われました。まずは報告者およびご参加くださった皆様にお詫びを申し上げます。

初めての試みにもかかわらず、すべてをオンラインにするのではなく、対面報告、対面参加もありという複雑な併用プログラム構成で臨むことになりました。そのため音声の中断や不具合等、課題は多々残りました。しかしルーマニアからの報告者に加え、国内各地を結んで開催できたことは、大きな一歩になったに違いありません。

さて報告ですが、実に多彩な研究の成果が披露され、不十分な聴講環境の下で参加者の側の理解も容易ではなかったと思います。しかし、そこは双方向でのやり取りを可能にするオンラインのお陰で、報告会終了の頃には興味深い議論が展開されました。

第1報告者、五十嵐舞さんの「トニ・モリスン『ジャズ』における自律性の追及」は、アメリカ留学の期間を挟んで2年越しの報告で、当初設定のテーマは大きく発展を遂げているようです。欲を言えば、細かすぎるパワーポイントのスライドと配布資料にもう一工夫欲しいところです。

第2報告者、八谷舞さんの「19～20世紀転換期アイルランドにおける女性と図書館」は、アイルランドでの多くの資料探査に基づくもので、先に完成された博士論文を単著化する過程での受託であり、手堅い論文の投稿が期待されます。

第3報告者、フォタケ ローラ イワナさんの「性的マイノリティと集合行為―性的マイノリティのナラティブに見る、個人から政治空間への移行―」は、遠くルーマニアからの報告であり、今回のオンラインの威力を多くの人に感じさせてくれました。参与観察とインタビュー調査からどのような普遍が引き出せるかが楽しみです。

後半のお二人は感染が危惧される中、会場においでくださっての報告でした。

第4報告者、張玲さんの「現代中国における女性像の変容―ファッションと身体表象を通して」は、ビジュアルな発表でそれ自体とても楽しめるものでした。ただ時々挟まるコメントに、定型的な女らしさが無意識に顔を出すことがあり、論文作成に当たって若干留意していただくとよいかと思いました。

第5報告者、菅谷麻衣さんの「公共空間における性表現規制のあり方―ジェンダー平等と表現の自由の諧調―」は、イントロのスライド数枚で聴衆をぐっと惹きつけ、パワフルな報告でした。飲料を買うくらいのコンビニに、そんな猥褻な雑誌コーナーがあったのだということで性表現の規制のあり方に上手につなげていました。日米のポルノグラフィ規制のあり方を示した上で、憲法の次元におけるジェンダー平等と表現の自由を調和させる方途を探ろうというものです。

オンラインはこれで終了でしたが、来場くださった張さんと菅谷さんは司会者や来場者と話が弾み、対面の良さも再認識した一日でした。報告者の皆さんの力作を年報誌上にて拝見するのを楽しみにしています。

小川 眞里子（東海ジェンダー研究所理事）

事務局より

コロナ禍の中で、当研究所でも個人助成受託者報告会を例年の形で行うのは困難と判断し、急遽、会場とオンラインと併せて実施することになりました。初めての試みで、工夫を重ねつつ何とか開催にこぎつけた次第です。いろいろとご不便をおかけしてしまいましたが、５人の報告者の皆さんには、国内のみならずルーマニアからも報告していただきました。また、オンラインで東海地区に限らず東京、神奈川、京都、大阪、福岡から14名もの方々が参加してくださいました。結果として会場と合わせて32名の方に参加していただけたのは、大きな成果だと思います。今回の教訓を活かしながら今後もより良い形を探っていきたいと思います。

INFORMATION

事業報告

［2020年度　研究助成受託者の決定］

個人助成　4名（応募総数41名）	
田中　美彩都	19世紀末から20世紀初頭の朝鮮における家父長制をめぐる実態分析
大畑　凜	森崎和江の女性運動論 ―1960年前後筑豊における炭坑労働運動と女性の位置―
福永　玄弥	植民地権力とセクシュアリティの近代 ―日本植民統治期の朝鮮と台湾における「同性愛者」の誕生と病理化―
三重野　雄太郎	内密出産制度の法的整備に関する研究 ―ドイツの状況を参考に―
団体助成　2名（応募総数２団体）	
沖縄女性研究者の会	日本国の女性研究者支援事業並びに女性研究者の能力開発、活用政策後の若手研究者の意識、実態の変容調査
アジアの女たちの会・記録する会	「アジアの女たちの会」活動記録の整理・保存と日本のフェミニズム・社会運動史におけるジェンダー・アジアの交錯

お知らせ

後援事業

日本女性会議2020あいち刈谷
かけがえのない“わたし”を生きる
～ものづくりのまちから発信～

日　　時：11月13日（金）～15日（日）それぞれ10時から
開催方法：オンライン開催
主　　催：日本女性会議2020あいち刈谷実行委員会、刈谷市
※詳細はhttps://jwc2020aichikariya.jp/ 参照
（当研究所のHP新着情報からもご覧になれます。）

2020年度 ジェンダー問題講座

日　　時：12月5日（土）13:30～16:00
講　　師：吉良貴之さん
（宇都宮共和大学専任講師）
会　　場：東海ジェンダー研究所セミナー室
テ ー マ：日本国憲法は家族の変化にどう対応すべきか?
――科学技術の進歩と生命・生殖倫理から考える
オンラインも併用して実施します。
詳細についてはチラシやHP等でお知らせいたします。

賛助会員を募集しています。

賛助会費　年間　一口　1,000円
振 込 先　郵便振替口座　00820-0-77338
公益財団法人東海ジェンダー研究所

＊会員の皆様には当研究所の年報『ジェンダー研究』やニューズレター『LIBRA』、講演会などの事業のご案内をお送りします。
＊当研究所は公益財団法人の認定を受けており、会費及び寄付については税法上の優遇措置があります。

編集後記

女子差別撤廃条約の選択議定書を批准すると、個人でも権利を侵害されたと申立てができる。これは大きな違いだと思います。また日本ではほぼ忘れられているジカ熱がブラジルではいまだ貧困層を中心に感染が続いているとのこと。結局つらい思いをするのは貧しい女性たちということです。

LIBRA
公益財団法人　東海ジェンダー研究所
〒460-0022　名古屋市中区金山1-9-19　ミズノビル6F
ＴＥＬ　052-324-6591　ＦＡＸ　052-324-6592
E-mail　info@libra.or.jp　https://www.libra.or.jp/